

各事業所管理者（施設長）様
各市町村担当課長様

高知県地域福祉部 高齢者福祉課長
障害保健福祉課長
福祉指導課長

社会福祉施設等における誤薬事故の防止について（通知）

日ごろは、本県の福祉行政の推進についてご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

老人福祉施設等における医薬品の使用の介助については、厚生労働省から注意喚起等に関する通知（「老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について（老人福祉施設等への注意喚起及び周知徹底依頼）」平成26年10月1日付け※1）により適正な対応が求められているところです。

しかしながら、複数の県内老人福祉施設において、利用者への誤薬が発生したにもかかわらず、その後も同様の誤薬が発生している状況があります。最近も他県の老人福祉施設での誤薬による死亡事例が新聞（※別添）にも取り上げられました。

各施設におかれましては、国の通知を再度ご確認ください、職員に対して誤使用の危険性や誤薬を防止する方策等を周知徹底するとともに、内部における情報共有・マニュアルの見直し等、なお一層の安全管理対策を講じていただくようお願いいたします。

なお、利用者に対するサービスにより事故等が発生した場合は、下記による対応をお願いいたします。

記

1 事故発生時の対応等

(1) 高齢者施設の場合

①「介護保険事業者における事故等の発生時の報告について」（平成27年6月26日付け27高高齢第348号 高齢者福祉課長通知※2）により対応願います。

②上記通知中「2 報告の範囲（1）職員の不祥事が原因の事案」に該当するため、市町村への報告が必要となります。また、事業者から報告を受けた市町村は「5 報告を受けた市町村の対応」により、県への報告が必要となります。

(2) 障害者（児）施設の場合

下記の条例により対応願います。

・障害者支援施設

「高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年1月11日条例第16号）」

・障害児入所施設

「高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年1月11日条例第14号）」

・障害福祉サービス事業

「高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年1月11日条例第15号）」

・障害児通所支援事業

「高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年1月11日条例第13号）」

2 その他

下線部の※1、2については、高齢者福祉課ホームページ「新着情報」に掲載しておりますので、必ず確認しておいてください。

●高齢者施設

高齢者福祉課 介護事業者担当：TEL:088-823-9632

●障害者（児）施設

障害保健福祉課 事業者担当：TEL:088-823-9635

別 添

高 知 新 聞 2015年(平成27年) 7月5日(日曜日)

別人の薬飲ませ女性死亡

埼玉の
特 養 配膳ミスで男性も

特別養護老人ホーム「いずみ熊谷」(埼玉県熊谷市)で昨年12月、40代の男性介護職員が、入所者の女性(84)に誤って別の入所者の薬を飲ませ、女性その後、誤嚥(ごえん)性肺炎で死亡していたことが4日、県警は業務上過失致死

の疑いで調べている。この施設では昨年3月、通常の食事が難しい男性(84)に誤って他の入所者と同じメニユーを配膳、男性が喉を詰まらせ、その後誤嚥性肺炎で死亡する事故があったことも判明。これらの県への報告も怠っていた。県によると、昨年12月19日の朝食時、別の入所者が服用しているパーキンソン病の治療薬を職員が取り違えて女性に服用させた。約1時間半後に嘔吐(おうと)し、市内の病院に搬送されたが、22日に死亡。死亡診断書では、薬の副作用で嘔吐した可能性が高いという。

また、昨年3月21日、男性に食べやすいようにちらしずしを配膳する予定だったが、いなり寿司を与え、男性は約1カ月後に誤嚥性肺炎で死亡した。これらの死亡事故2件以外にも昨年3、12月、入所者が転倒し骨折する事故や、本来与えるべきではない薬を与えていたケースなど計6件を県に報告していなかった。